

知的障害のある児童生徒への掃除指導に関する 学習指導要領の分析

松下 泰将 ・ 大竹 喜久*

本稿では、知的障害のある児童生徒への掃除指導について、学習指導要領および学習指導要領解説に記載された内容の分析を通して、知的障害のある児童生徒への掃除指導で踏まえるべき内容を明らかにし、学校現場でその内容を教える上での課題を考察した。結果、各教科において、掃除を行う資質・能力の獲得をねらった指導が小学部段階から高等部段階にかけて系統的に位置づけられていること、道徳科や特別活動において、勤労観や責任感などの精神面の醸成に掃除指導が活用されていること、そして、異年齢集団との関わりの促進に掃除指導の場面が期待されていることが分かった。今後の課題として、学習指導要領および学習指導要領解説で示された掃除に関する資質・能力を具体化すること、掃除指導による精神面の醸成や異年齢集団との関わりの促進に重点をおいた研究を行うことが示唆された。

Keywords：知的障害、掃除指導、学習指導要領

I. はじめに

新村(2018)による広辞苑において、日本語における「掃除」とは、「ごみやほこりをはいたりふいたりして取りのぞき、清潔にすること」と説明されている。また、類義語として「清掃」があり、「きれいに掃除すること。さっぱりとはらいのぞくこと」と説明されている。ここから、掃除指導とは、ごみやほこりといった汚れを取り除くために、箒で掃いたり雑巾で拭いたりすることができるように指導することを意味するといえる。そのため、「乱れた状態にあるものをととのえ、秩序正しくすること」を意味する「整理」や「よく整った状態にすること」を意味する「整頓」、「散乱したものを整える」を意味する「片付ける」は、学校現場の掃除指導の中で行われる活動ではあるが、本来の掃除指導が意味する活動であるとはいえない。

日本の学校教育においては、清掃夫を雇わない「生徒型」の掃除指導が実施されている(沖原, 1978)。その文化的背景には、掃除には自分の心や他者の心

を清浄する功德があるとする仏教思想、穢れや不浄を忌み、清浄を尊ぶとする神道思想があると言われている(沖原)。学校掃除の意義としては、明治時代の学制発布以降、大正、昭和にかけて、勤労の大切さや学校衛生管理面の重要性が強調され、戦後は、それらに加え、保健教育的な側面も示されるようになった(石井, 1978)。

戦後から現在に至るまで、小学校学習指導要領においては、家庭科の中で、指導事項として掃除の項目が記載され、掃除の基本技能が学校教育の中で教えられている。そこには、家庭環境の変化により、家庭内で教えることが難しくなったしつけとしての掃除を学校教育で教えて欲しいとする期待もあると言われる(亀崎, 2017)。また、道徳科においては、児童生徒による学校清掃の明確な位置づけはないものの、道徳の時間が特設された昭和33年改訂小学校学習指導要領から、身の回りの整理整頓や環境の美化を言及しており、特別活動においては、平成20年改訂小学校学習指導要領から、「学級活動」に

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(博士課程) 673-1494 加東市下久米942-1

*岡山大学学術研究院教育学域 700-8530 岡山市北区津島中3-1-1

Analysis of The Curriculum Guidelines on Cleaning Instruction for Students with Intellectual Disabilities
Yoshimasa MATSUSHITA and Yoshihisa OHTAKE*

The Joint Graduate School in Science of School Education (Doctor's Course), Hyogo University of Teacher Education,
942-1 Shimokume, Kato 673-1494

*Faculty of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

含まれる「日常の生活や学習への適応及び健康安全」に「清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解」の項目が追加されている（表、2022）。

このような「生徒型」の掃除指導は、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においても当てはまり、ほぼ毎日、特別活動あるいは日常生活の指導として、児童生徒自身による校内掃除の時間が設定されている。しかし、その指導で教えるべき内容を指導者である教員が明確に把握し、系統立てて指導できているかと言われると疑問が残る。教員は、学校教育における指導の根拠である学習指導要領および学習指導要領解説を読み、児童生徒ごとに掃除指導で教えるべき内容を設定する必要があるが、学習指導要領および学習指導要領解説は、一部の教科を除き、「掃除指導」の項目を設けて説明しているわけではない。また、学習指導要領および学習指導要領解説に記載された「掃除指導」の項目をまとめた資料があるわけでもない。そのため、教員自身が、各教科等の内容の全てに目を通し、掃除指導に関連する内容を拾い上げていく作業が必要となる。

学校現場の現状を踏まえると、そのような作業を全ての教員が行っていると仮定することはできない。堀口（2024）や松田（2023）が懸念するように、現在の学校現場では、教員の多忙化問題が生じており、そのような作業を行う時間的余裕のない状況に教員は置かれている。そうすると、様々な学習指導要領および学習指導要領解説を読み解いていくような労力がかかる指導内容については、必要な内容の一部だけしか理解できていなかったり、取り扱いが後回しになったりする。少なくとも、各教員によって、掃除指導に関しての学習指導要領および学習指導要領解説の内容の理解に著しい差が生まれやすい状況であるといえ、掃除指導を受ける子供側の質的な教育格差が懸念される。

そのため、本研究では、学習指導要領および学習指導要領解説の分析を通して、各教科等で、知的障害を有する児童生徒への掃除指導において踏まえるべき内容を明確にすることを目的とした。

II. 方法

1. 使用した学習指導要領

分析に使用した学習指導要領および学習指導要領解説は、主として、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領および特別支援学校高等部学習指導要領であった。加えて、これらの学習指導要領に記載された内容を理解するために、各教科においては、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・

中学部）や特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編（上・下）（高等部）を使用した。道徳科や各領域（特別活動、総合的な学習の時間など）では、小学校学習指導要領や中学校学習指導要領などに「準ずる」と記述されているため、その場合には、小学校学習指導要領や中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、および対応する学習指導要領解説を使用した（文部科学省、2018a, 2018b, 2018c, 2018d, 2018e, 2018f, 2018g, 2018h; 文部科学省、2019a, 2019b, 2019c, 2019d, 2019e, 2019f; 文部科学省、2020）。

2. 分析方法

上述した学習指導要領および学習指導要領解説の「知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校」に該当する各教科等の記述を読み、掃除に関係するキーワードである「掃除」および「清掃」が含まれている箇所を分析対象とした。なお、各教科には、家政や農業など、「主として専門学科において開設される各教科」も含まれた。

分析にあたっては、インターネット上の文部科学省のホームページに掲載されている学習指導要領および学習指導要領解説のPDF資料を活用した。PDF資料にWindowsテキスト検索機能を用いることで、掃除に関係するキーワードである「掃除」および「清掃」が含まれている箇所を探し、該当箇所の内容を学習指導要領および学習指導要領解説の冊子を用いて確認した。そして、各教科や領域ごとに、分析対象となった箇所の概要をまとめた表を作成した。

III. 結果

Table 1に、分析対象となった学習指導要領の記述を示した。分析対象となった箇所を含む各教科等は、生活科、職業・家庭科、家政、流通・サービス、道徳科、特別活動であった。なお、社会科において、中学部2段階「エ 産業と生活」で、「浄水場や清掃工場などの施設を見学したり、聞き取りをしたりするなどして、供給や処理の仕組みや経路を実際に見て理解を深められるようにする」という「清掃」というキーワードが含まれた記述はあった。しかし、ここでの「清掃」というキーワードの使用は、清掃工場という「水道、電気及びガスなどの生活を支える事業」の一例としての使用であり、生徒自身による掃除とは関係のない記述であるため、分析対象から除外した。

各教科において、生活科では、小学部1段階から小学部3段階までの「キ 手伝い・仕事」の中で「掃除」という項目を置き、身に付けるべき掃除を行う

Table 1 学習指導要領および学習指導要領解説における掃除に関係する記載がある箇所

各教科等および対応する 学習指導要領解説	該当頁	段階および内容項目	記載内容
[生活科] 特別支援学校学習指導要 領解説 各教科等編（小 学部・中学部）	pp.48- 49	[小学部 1 段階] キ 手伝い・仕事	[掃除] 自分の出したごみを拾うこと、身の回りにあるごみを拾って捨てること、掃除道具を使って簡単な掃除をすること、任された場所の掃除をすることなどの指導内容がある。その際、児童がけがをしないように安全に留意するとともに、大きなごみをごみ箱に入れるような簡単なことを習慣にしていくことなどが大切である
	p.58	[小学部 2 段階] キ 手伝い・仕事	[掃除] 掃除用具の名称や使い方が分かり、できるだけ一人で、簡単な掃除をすることなどが大切である。
	pp.66- 67	[小学部 3 段階] キ 手伝い・仕事	[掃除] 教室内の掃除に加え、分担された場所の掃除をすることが大切である。その際には、それぞれの場所に適した掃除の方法や手順、用具の使い方などを身に付けることが大切である。
[職業・家庭科] 特別支援学校学習指導要 領解説 各教科等編（小 学部・中学部）	pp.473- 474	[中学部 1 段階] 【家庭分野】 目標についての説明	8 段落目：具体的には、・・・買い物や清掃などの活動、製作、調理などの実践的・体験的な活動を通して、生徒のそれまでの生活経験や学習状況を踏まえながら実感を伴って理解できるよう学習を展開することを示している。
	pp.480- 481	[中学部 1 段階] 【家庭分野】 B 衣食住の生活 エ 快適な住まい方	持ち物の整理や住まいの清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 住まいの主な働きや、整理・整頓や清掃の仕方について知り、実践しようとする事。 (イ) 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方に気付き、工夫すること。
	pp.483- 485	[中学部 1 段階] 【家庭分野】 B 衣食住の生活	12 段落目：エの「快適な住まい方」において、・・・1 段階では、「住まいの主な働き」として、教室や家庭内にある窓や換気扇、照明器具や日よけ、カーテンなどの役割、室内の整理・整頓や清掃について取り扱う。
	pp.492- 493	[中学部 2 段階] 【家庭分野】 B 衣食住の生活 オ 快適で安全な住まい方	住まいの整理・整頓や清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 快適な住まい方や、安全について理解し、実践すること。 (イ) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気付き、工夫すること。
	pp.495- 496	[中学部 2 段階] 【家庭分野】 B 衣食住の生活	10 段落目：オの「快適で安全な住まい方」において、住まいの整理・整頓や清掃、犯罪や災害などから身を守る事など、快適で安全な暮らしに必要な基本的な事柄を取り扱う。指導に当たっては、・・・家庭内で起こる様々な事故やそれらの防ぎ方として、住まいの整理・整頓や清掃が重要であることを関係付けることも必要である。
[家政] 特別支援学校学習指導要 領解説 知的障害者教科 等編（下）（高等部）	pp.234- 235	[高等部] (6) 住居 イ 住居の管理	ここでは、・・・室内や台所、トイレ、風呂などの清掃、敷地内の住居周りの外部空間の整備などを扱うこと。
[流通・サービス] 特別支援学校学習指導要 領解説 知的障害者教科 等編（下）（高等部）	pp.267- 268	[高等部] (4) 清掃	清掃業務が行えることをねらいとして、このねらいを実現するために必要な①～③事項を身に付けることができるよう指導すると明記している。「①清掃業務の内容と特徴について理解するとともに、清掃の手順や方法など清掃業務に関する技術を身に付けること。②清掃業務において、顧客のニーズに応じた清掃サービスの提供のために必要な課題を発見し、よりよい清掃サービスの提供のための工夫について考え、表現すること。③清掃業務の内容と特徴などについて自ら学び、清掃業務に主体的かつ協働的に取り組むこと。」である。
[道徳科] 小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編	pp.54- 55	[小学校 第 1 学年お よび第 2 学年] 14 勤労、公共の精神	「(2) 指導の要点」の 2 段落目：指導に当たっては、学級の清掃や給食などの当番活動、学級生活の充実に向けた係活動、家庭や地域社会での決められた仕事など、みんなのために役立とうとする意欲や態度に結び付けていくことが求められる。

[道徳科] 中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編	pp.48-49	[中学校 第1学年から第3学年] 12 社会参画, 公共の精神	「(2) 指導の要点」の2段落目: 中学校段階では、・・・他方で、例えば身体の不自由な人をいたわろうとする行動をしたり、地域の清掃活動や行事、社会福祉施設などでボランティア活動に参加したりすることを通して、よりよい社会を協力して築こうとする意欲が高まる生徒も見られる。
[特別活動] 小学校学習指導要領解説 特別活動編	pp.26-27	[小学校 第1学年から第6学年] 「第2章 特別活動の目標」「第2節 特別活動の基本的な性格と教育活動全体における意義」	「1 人間形成と特別活動」における「(2) 発達的な特質を踏まえた指導」の5段落目: そこで・・・さらには、学習や給食、清掃など学校における基本的な生活の仕方を身に付けるとともに、集団活動を通して他者に対して行ってよいことや悪いことをしっかりと自覚できるようにすることが大切である。
	pp.46-47	[小学校 第1学年から第6学年]	「イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解」の項目: 清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。
	p.61	学級活動(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現	「イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解」の4段落目: 具体的には、学級全員で分担する清掃や給食、交替しながら行う日直、飼育、栽培等の当番活動や学級活動(1)での係活動、学校内外でのボランティア活動など、学級、学校や地域のために一生懸命働く活動を取り上げる。
	pp.65-66	[小学校 第1学年から第6学年] 「第3章 各活動・学校行事の目標及び内容」「第1節 学級活動」	「3 学級活動の指導計画」の「(4) その他の配慮事項」における「①時間の配当を工夫する」の6段落目: なお、もとより、清掃などの当番活動については、当番活動の役割と働くことの意義の理解を図るための指導を学級活動で行うものであり、全校で分担して行っている清掃活動や個々の児童が日常的に行っている当番活動の時間を標準授業時数に含むことは適切ではない。
	pp.126-127	[小学校 第1学年から第6学年] 学校行事(5) 勤労生産・奉仕の行事	「① 勤労生産・奉仕の行事のねらいと内容」において、勤労生産・奉仕の行事で育成したい資質・能力の一例: ○ 学校や地域社会など公共のために役立つことや働くことへの関心をもち、勤労や生産、他者への奉仕に積極的に取り組もうとする態度を養う。勤労生産・奉仕の行事には、飼育栽培活動、校内美化活動、地域社会の清掃活動、公共施設等の清掃活動、福祉施設との交流活動などが考えられる。
	p.127	[小学校 第1学年から第6学年] 学校行事(5) 勤労生産・奉仕の行事	「② 実施上の留意点」の項目オ: 一般的に行われている大掃除は、健康安全・体育的行事として取り上げられる場合もあるが、特に勤労面を重視して行う場合は、勤労生産・奉仕の行事として取り上げることも考えられる。
	pp.132-133	[小学校 第1学年から第6学年] 「第3章 各活動・学校行事の目標及び内容」「第4節 学校行事」	「4 学校行事の内容の取扱い」の「(1) 学校行事の内容の取扱いに関する留意事項」における「ア 行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図る」の項目の6段落目: 例えば、遠足・集団宿泊の行事において長期の集団宿泊活動を行う場合、登山などを実施した際に勤労生産・奉仕の行事として清掃活動を行うなど、遠足・集団宿泊の行事と勤労生産・奉仕の行事を統合して実施することが考えられる。
	p.134		「4 学校行事の内容の取扱い」における「(2) 異年齢集団による交流や幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合いを充実する」の2段落目: 学校行事においては・・・具体的には、複数の学年が一緒に参加する学校行事をより多く計画し、異年齢の児童をはじめとする多様な人々と積極的に人間関係を築く態度の形成を図ろうとすることである。例えば、運動会や遠足、学芸会、大掃除などの行事を異年齢で実施することであり、様々な学校行事における工夫が考えられる。
	p.157	[小学校 第1学年から第6学年] 「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」「第2節 内容の取扱いについての配慮事項」	「4 異年齢集団や幼児、高齢者、障害のある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視」における「(1) 異年齢集団による交流の重視」: 特別活動における異年齢集団による交流は・・・特別活動として実施する以外にも、学校の実情に応じて、「縦割り活動」などと称して、学年の異なる児童でグループを編成して、遊びや掃除、給食、登下校などの異年齢集団活動に取り組むことも考えられる。

[特別活動] 中学校学習指導要領解説 特別活動編	pp.109-110	[中学校 第1学年から第3学年] 「第3章 各活動・学校行事の目標と内容」「第3節 学校行事」	「4 学校行事の内容の取扱い」の「(1) 学校行事の内容の取扱いに関する留意事項」における「ア 行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図る」の項目の5段落目：学校行事における・・・登山などを実施した際に勤労生産・奉仕的行事として清掃活動を行うなど、旅行・集団宿泊的行事と勤労生産・奉仕的行事を統合して実施することが考えられる。
	p.111		「4 学校行事の内容の取扱い」における「(2) 異年齢集団による交流や幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合いを充実する」の2段落目：学校行事においては・・・異年齢の生徒をはじめとする多様な人々と積極的に人間関係を築く態度の形成を図ろうとすることである。例えば、体育祭や文化祭、大掃除などの奉仕活動を異年齢で実施することであり、様々な学校行事における工夫が考えられる。
	pp.115-116	[中学校 第1学年から第3学年] 「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」「第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項」	「2 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画」の7段落目：学校教育には、教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きく、特別活動と関連が深い朝の会や帰りの会、日常的に行われている清掃や日直などの当番活動、さらに・・・などがあるが、これらとの関連などについても、特別活動の全体計画に示しておくことも大切である。
	p.132	[中学校 第1学年から第3学年] 「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」「第2節 内容の取扱いについての配慮事項」	「4 異年齢集団や幼児、高齢者、障害のある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視」における「(1) 異年齢集団による交流の重視」：特別活動における異年齢集団による交流は・・・具体的には、例えば・・・生徒会として取り組む地域清掃などのボランティア活動、学校行事では体育祭などの場面で異学年の生徒が協力・協働することなどである。
[特別活動] 高等学校学習指導要領解説 特別活動編	p.101	[高等学校第1学年から第3学年] 「第3章 各活動・学校行事の目標と内容」「第3節 学校行事」	「4 学校行事の内容の取扱い」の「(1) 学校行事の内容の取扱いに関する留意事項」における「ア 行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図る」の項目の5段落目：学校行事における・・・登山などを実施した際に勤労生産・奉仕的行事として清掃活動を行うなど、旅行・集団宿泊的行事と勤労生産・奉仕的行事を統合して実施することが考えられる。
	p.102		「4 学校行事の内容の取扱い」における「(2) 異年齢集団による交流や幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合いを充実する」の2段落目：学校行事においては・・・異年齢の生徒をはじめとする多様な人々と積極的に人間関係を築く態度の形成を図ろうとすることである。例えば、体育祭や文化祭、大掃除などの奉仕活動を異年齢で実施することであり、様々な学校行事における工夫が考えられる。
	p.106	[高等学校第1学年から第3学年] 「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」「第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項」	「2 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画」の6段落目：学校教育には、教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きく、特別活動と関連が深い「ショートホームルーム」（朝の会や帰りの会など）、日常に行われている清掃や日直などの当番活動、さらに・・・などがあるが、これらとの関連などについても、特別活動の全体計画に示しておくことも大切である。
	p.121	[高等学校第1学年から第3学年] 「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」「第2節 内容の取扱いについての配慮事項」	「4 異年齢集団や幼児、高齢者、障害のある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視」における「(1) 異年齢集団による交流の重視」：特別活動における異年齢集団による交流は・・・具体的には、例えば生徒会活動における各種の委員会などの活動や、生徒会として取り組む地域清掃などのボランティア活動、学校行事では体育祭や文化祭などの場面で異学年の生徒が協力・協働することなどである。

資質・能力の内容が記載されていた。職業・家庭科では、家庭分野「B 衣食住の生活」において、中学部1段階では「エ 快適な住まい方」の中で、中学部2段階では「オ 快適で安全な住まい方」の中で、学習活動に清掃を取り扱うと明記されており、快適かつ安全な家庭生活には、清掃が重要であることが示されていた。高等部の教科である専門学科においては、家政と流通・サービスで清掃を取り扱っていた。家政では、「(6) 住居」において、住居の管理の具体例として、「室内や台所、トイレ、風呂などの清掃」が取り上げられていた。流通・サービスでは、清掃業務が行えることをねらいとして、「(4) 清掃」という項目が置かれており、身に付けるべき清掃業務の知識や技能、態度などが記載されていた。

道徳科では、「14 勤労、公共の精神」の項目での小学校における第1学年および第2学年の内容で、みんなのために役立つとする意欲や態度に結び付けていくための方法の1つである当番活動の一事例として「学級の清掃」が記載されていた。加えて、中学校における第1学年から第3学年を対象とした「12 社会参画、公共の精神」の項目の中で、よりよい社会を協力して築こうとする意欲を高める手段の一例として「地域の清掃活動」が記載されていた。なお、これら2つの項目に関しては、小学校段階の道徳科の「14 勤労、公共の精神」の項目が、中学校段階の道徳科の「12 社会参画、公共の精神」と「13 勤労」の項目に派生している。

特別活動においては、小学校段階では、学校における基本的な生活の中に清掃が含まれることが明記されていた。加えて、「学級活動(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」の中で、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解のために、清掃などの当番活動が取り上げられ、「学校行事(5) 勤労生産・奉仕的行事」の中で、勤労生産・奉仕的行事として、地域の清掃活動や公共施設等の清掃活動が取り上げられていた。また、大掃除の取扱いについて、健康安全・体育的行事として取り上げられる場合もあるが、勤労面を重視して行う場合には、勤労生産・奉仕的行事として取り上げることも考えられると示されていた。一方、中学校段階や高等学校段階においては、同様の記述がなかった。

どの段階においても、「行事間の関連や統合を図る」という内容の説明の中で、具体例として清掃活動が挙げられていた。行事間の関連や統合の例として、小学校段階では、遠足・集団宿泊の行事と勤労生産・奉仕的行事の統合を、中学校段階および高等学校段階では、旅行・集団宿泊の行事と勤労生産・奉

仕的行事の統合を挙げており、その勤労生産・奉仕的行事の具体例として、清掃活動が挙げられていた。

また、「特別活動における異年齢集団による交流」という内容の説明の中で、具体例として「掃除」が挙げられていたことも、各学校段階で共通していたことであった。小学校段階では、大掃除を、中学校段階および高等学校段階では、大掃除や生徒会として取り組む地域清掃などのボランティア活動を異年齢集団による交流の機会として挙げていた。

「教育課程上の特別活動」に関する内容の説明の中で、具体例として、掃除に関するキーワードが挙げられていた。小学校段階では、特別活動における学級活動の配慮事項として、当番活動の例に清掃を挙げたうえで、「全校で分担して行っている清掃活動や個々の児童が日常的に行っている当番活動の時間を標準授業時数に含むことは適切ではない」と述べていた。中学校段階および高等学校段階では、「教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きく、特別活動と関連の深い」ものとして、日常に行われている清掃や日直などの当番活動が挙げられていた。

IV. 考察

本研究では、特別支援学校学習指導要領および特別支援学校学習指導要領解説の「知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校」における各教科等の記述について、掃除に関するキーワードが含まれている箇所を分析した。結果、各教科において、掃除を行う資質・能力の獲得をねらった指導が小学部段階から高等部段階にかけて系統的に位置づけられていること、道徳科や特別活動において、勤労観や責任感などの精神面の醸成に掃除指導が活用されていること、そして、異年齢集団との関わりの促進に掃除指導の場面が期待されていることが分かった。

1. 各教科における「掃除」「清掃」の系統的な位置づけ

各教科の内容から、掃除指導は、小学部から高等部までの全ての児童生徒を対象としており、将来の家庭生活、社会生活および職業生活を支える各種の掃除を行う資質・能力を獲得するために、系統的な指導が求められていることが見出された。

生活科では、小学部1段階から「キ 手伝い・仕事」の中で「掃除」という項目を置いて、指導事例を記載していることから、どのような児童においても、小学部低学年の時点で、掃除を行う資質・能力の獲得のための指導が求められていることが分かる。そして、小学部2段階および3段階でも同様に

「キ 手伝い・仕事」の中で「掃除」という項目が置かれ、指導事例が記載されていることから、児童の発達段階に応じて、その段階に見合う掃除を行う資質・能力を獲得できるようにしていく必要がある。

中学部の職業・家庭科では、中学部1段階と2段階ともに、家庭分野における衣食住の生活において言及されていることから、将来の家庭生活をより良くするために、住まいを清掃する力の獲得が求められていることが分かる。高等部段階では、専門学科の家政および流通・サービスの中で掃除指導について言及されていることから、掃除指導に関する内容が、卒業後の家庭生活および職業生活を円滑にするために必要な掃除を行う資質・能力の獲得にまで広がっていることが分かる。

家政では、中学部の職業・家庭科において、「室内の」あるいは「住まいの」といったように清掃場所の表記が抽象的であったものが、「室内や台所、トイレ、風呂など」と具体的な表記となっている。言い換えれば、小学部入学から高等部卒業にかけて、小学部の生活科の中で獲得した掃除を行う資質・能力を学校生活だけでなく家庭生活でも徐々に生かせるようにしていくことをねらっているといえる。自分の部屋や居間など、児童生徒が家庭生活において長い時間を過ごし、箒や雑巾といった学校の教室掃除で用いる掃除用具を使用できる場所から、トイレや風呂など、身近な場所ではあるが、洗剤やブラシといった特別な掃除用具を使用する場所まで掃除できるように、学校生活の中で段階的に指導していく必要があるといえる。

流通・サービスでは、「(4) 清掃」と項目を置いて、身に付けるべき知識や技能、態度などを詳しく説明していることから、就職に直結し得る職業教育として、掃除指導があることを示唆しているといえる。実際に、自治体によっては、清掃に関する特別支援学校技能検定を設けているところもあり、学校現場では、その検定に向けた掃除指導を行っている。例えば、高知県では、高知県特別支援学校技能検定を実施しており、その中で清掃サービス部門を設けて、机拭き、掃除機、自在箒、ダクタークロス、水拭きモップの掃除を行う資質・能力を検定している(高知県庁, 2023)。そして、県下の特別支援学校では、その検定の評価項目を参考にした掃除指導がなされている。

このように、小学部から高等部にかけて、系統的に掃除を行う資質・能力を獲得できるように指導していきたいとする意図が、学習指導要領から読み取れる。

しかし、その各教科の指導内容には、具体的とい

えない点があるため、掃除指導の内容が、指導にあたる教員の考え方に依存し得ることに注意が必要である。言い換えれば、指導にあたる教員が、掃除の大切さをどのように捉え、個々の児童生徒の年齢や実態を見取ったときに、何に価値を置いて掃除指導をするのかで、指導内容が変わる可能性がある。特に、中学部の職業・家庭科が顕著であり、「家庭分野」における「B 衣食住の生活」の中で、掃除に関係するキーワードの記載は認められるが、「住まいの整理・整頓や清掃が重要である」といったように具体的な掃除指導の内容を言及したものではない。そのため、中学部の生徒に対して掃除指導を行う場合には、小学部の生活科や高等部の流通・サービスの掃除指導に関わる内容を参考にしながら、身に付けるべき掃除を行う資質・能力やその指導内容を選定していく必要がある。

2. 精神面の醸成としての「掃除」「清掃」

道徳科や特別活動の内容から、掃除指導は、単に掃除を行う資質・能力の獲得のためだけに行われているわけではなく、勤労観や責任感などの精神面を醸成する役割も期待されていることが確認された。そして、この掃除指導を通しての精神面の醸成は、道徳科と特別活動ともに、小学部から高等部までの全ての児童生徒を対象としている。

道徳科における掃除指導について、小学部段階では、「14 勤労、公共の精神」の項目より、みんなのために役立とうとする意欲や態度に結び付けていくことが、中学部段階では、「12 社会参画、公共の精神」の項目より、よりよい社会を協力して築こうとする意欲を高めることが求められている。そして、高等部段階では、特別支援学校高等部学習指導要領での「道徳科の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする」との記載から、小学部段階および中学部段階で求められる道徳科における掃除指導のねらいを踏まえ、発展させた内容が求められるといえる。

特別活動における掃除指導について、中学部段階および高等部段階での直接的な記述はないが、小学部段階では、「学級活動(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」より、社会参画意識の醸成や働くことの意義を理解することが求められている。また、「学校行事(5) 勤労生産・奉仕的行事」より、掃除の形態によっては、勤労生産・奉仕的行事に該当し、勤労の価値や必要性を体得できるようにするとともに、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を養うことが求められている。

以上を踏まえると、知的障害を有する児童生徒に対して、掃除を行う資質・能力の獲得だけでなく、勤労観や責任感などの精神面の醸成をねらった掃除指導とはいかなるものかについて、小学部、中学部、高等部の段階ごとに、実践を積み重ねながら明らかにしていく必要がある。

3. 異年齢集団とのかかわりを促進するものとしての「掃除」「清掃」

小学校から高等学校までの「学習指導要領解説 特別活動編」の内容から、知的障害特別支援学校において、異年齢集団とのかかわりを促進するような掃除指導が期待されていることが確認された。特別活動として扱われる異年齢集団の交流あるいは異年齢集団との奉仕活動の具体例として、大掃除や生徒会として取り組む地域清掃といった掃除の活動が挙げられている。加えて、小学校段階における特別活動の内容の取扱いについての配慮事項において、掃除の活動のような異年齢集団による交流は、学校の実情に応じて、特別活動として扱う必要はないということも述べられている。つまり掃除の活動は、教育課程上の位置付けは何にせよ、異年齢集団とのかかわりを促進する活動として意義があり、その点に留意した掃除指導が求められているといえる。

このことに関しては、掃除の活動が有する特徴が影響しているのではないかと考えられる。掃除の活動は、人間の生活において不可欠なものであり、日常的に繰り返し行われるものである。加えて、比較的、知識・技能を習得しやすい活動でもある。そのため、老若男女幅広い年齢層が知る活動であると同時に、年長者が熟達している場合が多く、若手は年長者から学び、年長者はアドバイスを基に若手が変容する姿から学ぶといった形での学び合いが成立しやすい活動でもある。また、「一緒に掃除したから綺麗になった」といった協力する良さやすがしさを共有しやすい活動であるといえる。

しかし、学習指導要領および学習指導要領解説において、掃除の活動は、異年齢集団とのかかわりの促進を期待する活動の一つとして例示されているにすぎず、具体的な指導内容や留意事項については記載されていない。知的障害特別支援学校において、校内清掃を異年齢集団の交流の場として位置づけた実践事例、あるいは総合的な学習（探究）の時間における地域貢献としての清掃活動の実践事例を収集し、分析、整理する必要がある。

本研究を通して、学校教育における掃除指導において、大きく3つのことが分かった。1つ目は、各教科において、小学部段階で生活科、中学部段階で職業・家庭科、高等部段階で家政および流通・サー

ビスと、小学部段階から高等部段階にかけて系統的に掃除指導が位置づけられていることである。2つ目は、道徳科や特別活動において、勤労観や責任感などの精神面の醸成に掃除指導が活用されていることである。3つ目は、掃除指導に対して異年齢集団とのかかわりの促進が期待されていることである。今後の研究では、本研究を基に、小学部、中学部、高等部の各段階で必要な掃除指導について、身に付けるべき資質・能力を具体化していくことが必要と考える。そうすることで、指導と評価の一体化が叫ばれる現在の学校教育において、根拠をもった掃除指導をする助けになると考える。また、掃除指導の先行研究においては、特定の掃除行動の改善を目指した研究が中心であるが、勤労観や責任感などの精神面の醸成や異年齢集団とのかかわりの促進に重点をおいた研究も必要と考える。そうすることで、道徳科や特別活動の重要性が見直されてきている現在の学校教育において、指導内容を考える助けになると考える。

引用文献

- 堀口 悟郎 (2024). 教員多忙化問題の現状と課題臨床法務研究, 25, 19-36.
- 石井 均 (1978). 学校掃除の歴史 沖原 豊 (編/著) 学校掃除—その人間形成的役割— (pp.93-123) 学事出版
- 亀崎 美苗 (2017). 生活行為としての掃除の在り方に関する一考察——家庭および学校教育における掃除の位置づけを概観して—— 埼玉大学紀要教育学部, 66, 109-116.
- 高知県庁 (2023). 高知県特別支援学校技能検定テキスト集 Retrieved March 20, 2024, from <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020070300372/>
- 松田 信夫 (2023). 「各教科等を合わせた指導」に関する校内研修が特別支援学校教員に及ぼす効果について 山口大学教育学部研究論叢, 72, 189-197.
- 文部科学省 (2018a). 中学校学習指導要領 (平成29年告示) 東山書房
- 文部科学省 (2018b). 中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説総合的な学習の時間編 東山書房
- 文部科学省 (2018c). 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 東洋館出版
- 文部科学省 (2018d). 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説特別の教科道徳編 廣済堂あかつき株式会社
- 文部科学省 (2018e). 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説特別活動編 東洋館出版

- 文部科学省 (2018f). 特別支援学校学習指導要領解説各教科等編 (小学部・中学部) 開隆堂出版
- 文部科学省 (2018g). 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部) 開隆堂出版
- 文部科学省 (2018h). 特別支援学校幼稚部教育要領 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 海文堂出版
- 文部科学省 (2019a). 高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 東山書房
- 文部科学省 (2019b). 高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 解説総合的な探求の時間編 学校図書株式会社
- 文部科学省 (2019c). 高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 解説特別活動編 東京書籍
- 文部科学省 (2019d). 特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編 (下) (高等部) 株式会社ジァース教育新社
- 文部科学省 (2019e). 特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編 (上) (高等部) 株式会社ジァース教育新社
- 文部科学省 (2019f). 特別支援学校高等部学習指導要領 海文堂出版
- 文部科学省 (2020). 特別支援学校学習指導要領解説総則等編 (高等部) 株式会社ジァース教育新社
- 沖原 豊(1978). 曲がり角の学校掃除 沖原 豊(編/著) 学校掃除—その人間形成的役割— (pp.13-27) 学事出版
- 表 真美 (2022). 学校清掃の現状と課題——黙って掃除を行う指導に注目して—— 京都女子大学教職支援センター研究紀要, 4, 9-16.
- 新村 出 (2018). 広辞苑第七版 岩波書店